

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第10号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「教職員給与課
第16条中 教職員人事課 を 「教職員人事課
人事主事室
教職員資質向上推進室
人事主事室」 学校事務支援室 に改め、

「白河総合支援学校分校開設準備室

情報化推進総合センター を削る。

指導主事室 」

第17条総務部の款調査課の項第5号中「土木工事」の右に「及び学校施設の小規模な修繕」を加え、同款教職員給与課の項を削り、同款教職員人事課の項の次に次の1項を加える。

学校事務支援室

- (1) 学校事務職員に対する支援及び指導に関すること。
- (2) 学校事務職員の研修に関すること。
- (3) 教職員の給与に関すること。
- (4) 教職員の福利厚生に関すること。
- (5) 情報化に関すること。
- (6) 教育に係る統計に関すること。

第17条指導部の款白河総合支援学校分校開設準備室の項及び情報化推進総合センターの項を削る。

第19条第3項中「、情報化推進総合センターに所長」を削り、同条第6項中「室（」の右に「教職員資質向上推進室及び」を、「人事主事」の右に「、学校事務支援主事」を加え、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項の表以外の部分中「、室等」を「及び室」に改め、同項の表総務部教職員給与課の項を削り、同表総務部教職員

人事課の項の次に次の1項を加える。

総務部学校事務 支援室	情報化推進係長 長	情報統計係長	I C T環境整備係長	給与係
----------------	--------------	--------	-------------	-----

第19条第9項の表中

「

指導部情報化推 進総合センター	情報化推進係長	情報統計係長	情報教育係長
--------------------	---------	--------	--------

」

を削り、同項を同条第8項とする。

第20条第6項中「，所長」を削り、同条第7項中「前条第8項」を「前条第7項」に、「前条第9項」を「前条第8項」に改め、同条第12項を削り、同条中第13項を第12項とし、第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 学校事務支援主事は、上司の命を受け、学校事務に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。

第20条第19項中「及び所員」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)